

# 仕 様 書

## 1 工事概要

- (1) 工 事 名 神奈川県立足柄上病院 1号館高圧機器改修第二期工事
- (2) 工事場所 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 866-1  
神奈川県立足柄上病院 1号館地下1階電気室  
詳細は別紙「工事内訳書」のとおり
- (3) 工事概要 当院の1号館電気室は竣工後約34年経過しており、高圧機器類に関して、法定耐用年数や日本配電システム工業会等の推奨更新時期である15～25年を超過している。故障した場合、1号館の電気が使用できなくなり、病院機能がストップしてしまうため、更新工事を実施する。
- (4) 工 期 契約締結時から令和7年3月31日まで

## 2 共通事項

- (1) 共通仕様
  - ・工事内訳書及び本仕様書に記載されてある事項以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編）の最新版による。  
[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk4\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000017.html)
  - ・工用材料等は、JIS（日本工業規格）の制定があるものはその規格を標準とし、すべて新品を使用すること。
  - ・現場の管理は遺漏なく行い、事故防止に十分注意し、整備、清掃を行うこと。
- (2) 緊急連絡先  
本工事の着手にあたり、現場代理人及び主任技術者等の連絡先を記した緊急連絡先一覧表を提出すること。
- (3) 作業日程  
項目1(4)記載の工期内で、病院運営に支障のないよう発注者と調整の上作業日程を決定し、作業開始前に工程表を提出すること。ただし、停電工事については、連続する3日間の土・日・祝日を充てることとし、当該期間内には完成検査まで終えるものとする。  
なお、期間内に作業を終えられない場合、速やかに復旧作業を行い、翌日の営業に影響を及ぼさないようにすること。また、速やかに工期内での再度の作業日程を発注者と調整すること。この場合において当該作業に係る費用は発注者と協議の上、原則として受注者が負担するものとする。
- (4) 作業時間  
原則として、午前8時30分から午後5時15分までの時間に行うこと。ただし、当該時間外に工事の実施が必要な場合、発注者と調整してから行うこと。
- (5) 施設の一部使用  
受注者は、必要により許可を得て施設の一部を無償で使用できる。

## 3 特記事項

- (1) 配布図書  
工事内訳書、図面

(2) 工事内容等

- ・ 工事内容は別紙工事内訳書のとおりとする。
- ・ 停電工事の期間中は、3号館設置の500KVA発電機を発注者が稼働させ、低圧で1号館へ送る非常動力及び非常電灯にて最低限の病院運営を維持するため、最善の注意を払い支障をきたさないよう発注者と密に連携をとり施工すること。
- ・ 騒音、振動等が発生する場合は、事前に発注者の許可を得ること。
- ・ 作業場所の安全確保には十分注意するとともに適切な養生を行うこと。
- ・ 作業に起因する物品等の破損は受注者の責任において補修すること。
- ・ 火気を使用する場合は、適切な養生をするとともに事前に発注者の許可を得ること。
- ・ 工事作業中は社名の分かる作業衣及び名札を着用すること。
- ・ 患者の安全及びプライバシーに十分に注意し作業すること。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項は発注者と協議の上、公共建築改修工事標準仕様書に準じること。また、当然必要と思われる内容は見積もりに含めること。
- ・ 受注者は工事関係者の病院敷地内での喫煙を禁止すること。

(3) 完成検査

検査にあたっては、検査に必要な器具、機械を準備するとともに、経済産業省で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がないよう、法令に基づく測定、試験を行うこと。またこの際、既存機器と同様に中央監視装置で信号を受信できるよう調整、確認を行うこと。

(4) 廃棄物処理

廃棄物の処理については廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正な処理を行うこと。

(5) 保証期間

完成後1年間。受注者は保証期間内に発生した故障等については無償で修理もしくは交換をすること。ただし、1年経過後に見つかった不良であっても、原因究明に協力し施工方法によるものであった場合は、発注者と協議の上、原則として受注者が負担するものとする。

(6) 提出書類

完成図書（工事写真のあるもの）を2部提出すること。

以上